

○浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付要綱

平成27年 6 月23日

告示第90号

(趣旨)

第1条 市長は、^{かくたん}喀痰吸引等を必要とする在宅の障がい者又は障がい児の日常生活を支援するため、障がい福祉サービス等事業所を運営する事業者に対し、当該従業員の喀痰吸引等研修の受講に要する経費等の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(令 8 告示51・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
- (2) 喀痰吸引等研修 法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。
- (3) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (4) 障がい児 障害者総合支援法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (5) 障がい福祉サービス等事業所 次に掲げる事業を行う市内に存する事業所をいう。

ア 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業

イ 浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第3号）第2条第4号に規定する移動支援を行う事業

ウ 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援を行う事業

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する

障害児通所支援事業

(令 8 告示51・一部改正)

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、障がい福祉サービス等事業所を運営する事業者とする。

(令 8 告示51・一部改正)

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、障がい福祉サービス等事業所の従業員が市内に居住する障がい者又は障がい児（市外から本市の特定施設（障害者総合支援法第19条第 3 項（障害者総合支援法附則第18条第 2 項の規定による読替え後の障害者総合支援法第19条第 3 項の規定を含む。）に規定する特定施設をいう。）に入所している者を除く。）に対する喀痰吸引等を行うために受講する喀痰吸引等研修に係る受講負担額及び当該研修の受講に係る人件費とする。

(令 8 告示51・一部改正)

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、喀痰吸引等研修を受講した従業員 1 人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「法施行規則」という。）附則第 4 条の表に規定する第 1 号研修又は第 2 号研修を受講した場合 補助対象経費の実支出額と100,000円のいずれか少ない方の額
- (2) 法施行規則附則第 4 条の表に規定する第 3 号研修を受講した場合 補助対象経費の実支出額と50,000円のいずれか少ない方の額

(令 8 告示51・一部改正)

(交付の申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請は、浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定の通知)

第 7 条 規則第 6 条の規定による通知は、浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 12 条の規定による報告は、浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金実績報告書（別記第 3 号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定の通知)

第 9 条 規則第 14 条の規定による通知は、浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金額確定通知書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

(請求)

第 10 条 規則第 15 条の規定による請求は、浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付請求書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第 11 条 規則第 16 条第 2 項の規定による請求は、浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金概算払交付請求書（別記第 6 号様式）により行うものとする。

2 規則第 16 条第 1 項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた居宅介護事業者は、規則第 14 条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金概算払精算書（別記第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 8 日告示第16号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月31日告示第51号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条）

浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

年度浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金の交付を受けた
いので、浦安市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申
請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 7 条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度浦安市障がい者
等喀痰吸引等研修費等補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第 4
条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

第3号様式（第8条）

浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金に係る実績について、
浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業経費総額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 市長が必要と認める書類

第 4 号様式（第 9 条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした
年度浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金の額について、浦安市補
助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額 円

第 5 号様式（第 10 条）

浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金を、浦安市補助金等交
付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

第 6 号様式（第 11 条第 1 項）

浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金概算払交付請求書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名 ⑨

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金を、浦安市補助金等交
付規則第16条第 2 項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求しま
す。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

第 7 号様式（第 11 条第 2 項）

浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金概算払精算書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金について、浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付要綱第11条第 2 項の規定により、次のとおり精算します。

- | | |
|----------|---|
| 1 概算払交付額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 精算額 | 円 |